

90年代日本の安全保障政策

——「07大綱」と「日米安保共同宣言」の含意——

相澤輝昭

(防衛大学校准教授)

はじめに

元海上自衛官の筆者は退官後、縁あって母校・防衛大学校で軍事史などの教育を担当する文官教官を勤めている。その研究者としての原点は一九九五～九七年、杏林大学大学院国際協力研究科における国際政治学研修であるが、当時の指導教授が田久保忠衛先生であった。今般、「国基研紀要」編集部から田久保先生追悼特集号への寄稿依頼を頂き、不肖の教え子として大変光栄に思う次第ではあるが、単に思い出話を綴るだけではそれこそ先生からお叱りを頂くことになってしまふであろう。そこで本稿では筆者の専

門分野である我が国の安全保障政策史において大きな転換点となったと言われている九〇年代がどのような時代であったのか、大学院研修を含む筆者自身の勤務経験と当時における田久保先生の御見解も踏まえつつ、改めてこれを俯瞰的に回顧し、もって田久保先生を追悼する論考の一編としたいと考える。

1 筆者と九〇年代日本の安全保障政策との係わり

先に本稿は思い出話ではないと述べた手前、ここで個人的な事項に言及するのはやや気が引けるが、筆者の安保政策史研究の取り組みは実務家としての関連配置における経

験に負う部分が多々あり、以降の記述ではそれらに触れざる得ない部分もあることから、先ずはここで関連経歴について簡単に記しておくこととしたい。

杏林大学大学院の研修では田久保先生のほか、中国軍事研究の先駆者で昨年亡くなられた平松茂雄先生、当時は客員教授として安全保障政策に係る実践的な教育を実施して頂いた森本敏先生など、錚々たる教授陣から単なる理論にとどまらない政策実務にも直結した貴重な御講義を頂いた。そしてこの間には一九九五年十一月の「防衛計画の大綱」改定〔07大綱〕¹ や一九九六年四月の「日米安保共同宣言」² など大きな動きもあったが、特に田久保先生からはそれらの含意について、大変示唆的な御教示を頂いたところである（細部後述）。

なお、ここで田久保先生から御教示を頂いた国際情勢の見方、視点の違いを意識した大局観³ ということについては、前述のとおりまさに筆者にとつての研究及び政策実務の原点となっている次第である。

さて、筆者は大学院研修に引き続き海幹校の指揮幕僚課程に入校、その修了後、一年間の部隊勤務を経て一九九九年（二〇〇一年の二年間、外務省出向（総合外交政策局安全

保障政策課）を命じられた。ここでは奇しくもその出向発令前日に生起し、初めての海上警備行動が発令された能登半島沖不審船事案⁴の政府としての対応策検討をはじめ、周辺事態安全確保法の国会審議や「13中期防」⁵の策定、後には「武力攻撃事態対処法」として結実する「有事法制研究」の法制化に向けた検討など、多岐に亙る重要な安保政策関連の実務に携わり、政府中枢における政策決定がどのようなしてなされるのかを实地に知る大変貴重な経験となったのであった。

その後、筆者は自衛艦隊司令部の運用幕僚を命じられたが、折しもこの間に九・一一米国同時多発テロが発生、筆者は自衛隊インド洋派遣を担当することとなった。これについては部隊側の一担当幕僚という立場ではあったが、本件が対テロ戦争における米軍を中心とする有志連合部隊の支援という政治的機微を孕む活動であり、また、後述する理由からこれが日米同盟維持強化に不可欠のものであるということを強く意識して国内外関係各部との調整に当たったところでもある。そして、そのようなセンスをもって当該職務に取り組むことができたのも、大学院研修や外務省出向で培った政策実務に関する知識経験が大いに役に立つ

たということはこの特筆しておきたい。

その後は部隊勤務が中心で政策実務に直接携わる機会はないままであったが、最終配置の防衛研究所戦史研究センターで、今度は研究者の立場から当該知識経験が役立つこととなった。ここでは我が国の安保政策史研究に従事したが、中でもオーラル・ヒストリー（OH）（政策決定に携わった要人の口述記録を作成し歴史史料とする事業）はその中心的な業務であった。防研OHはそれまで九十年代前半頃までを聴き取り対象として来たが、増田好平元防衛事務次官のOH実施に際し、九〇年代後半から二〇〇〇年代前半にかけて防衛政策課長や内閣官房審議官など要職を歴任され、種々の重要政策決定に携わられた御経歴から、これらの時期も包含する形で実施して欲しいとの要望があった。筆者は前述の経験から当該時期の安保政策の動向についてある程度の「土地勘」があったことから進んで担当をお引き受けしたが、証言を的確にキャッチアップして増田氏にも信頼して頂き、比較的新しい年代を対象としたOHの雛型ともなる成果を得ることが出来たのであった。またこのOHでは本稿の主題である「90年代日本の安全保障政策」について多くの貴重な証言が得られており、特に田久

保先生の当時の御見解に関係する部分については適宜言及することとした。

このように、筆者にとつては田久保先生から御教示を頂いた事項を基盤とした当時の安保政策関連の実務に係る知識経験は、現職に至るまで研究者、実務者としてのキャリアにおける重要なバックボーンとなっているのである。

2 九〇年代日本の安全保障政策概観

さて、ここからは本題の「90年代日本の安全保障政策」について、順次述べていくこととする。筆者は担当教務の「軍事史Ⅲ（自衛隊史）」においては、これを若干の前後の期間も含め次のとおり説明している（これらは「国基研紀要」読者諸氏におかれては先刻御承知の話かと思われるが、後述する田久保先生の当時の御見解にも関連する基本的な「おさらい」として読み流しておいて頂きたい）。

一九八九年のベルリンの壁崩壊、東欧諸国の民主化、政変を経て、十二月にはマルタで米ソ首脳会談が行われ、東西冷戦は終焉を迎える。翌一九九〇年八月、イラクがクウェートに侵攻して湾岸危機が発生、翌年一月には湾岸戦争

が勃発する。国会では「国連平和協力法案」が審議されたものの成立には至らず、結果的に我が国の対応は百三十億ドルの経済支援のみとなったが、これは国際社会からは全く評価されなかった。このため湾岸戦争後の同年四月、自衛隊初の海外実任務となるベルシャ湾掃海艇派遣が実施され、これを機に自衛隊の国際貢献が政策課題となり、翌一九九二年にはPKO法が成立、同年九月にはカンボジアPKOに陸自部隊が派遣されたのであった。

一方、国際社会では冷戦終結後の「平和の配当」が論じられるようになり、一九九二年のガリ国連事務総長の「平和への課題」が注目を集めたごとく国連への期待が大きく高まった時期もあったが、これは一九九三年の第二次国連ソマリア活動（映画「ブラックホークダウン」で知られる事例）の失敗を機に急速に萎んでいった。そのような中、我が国周辺では一九九四年、北朝鮮のIAEA脱退問題を契機として、いわゆる朝鮮半島核危機が生起する。これに際しては我が国でも様々な対応が検討されたと言われているが、その詳細については明らかにされていない。¹⁰

一方、我が国では一九九三年八月に細川連立内閣が成立、いわゆる「五十五年体制」¹¹が崩壊するが、翌一九九四年六

月には自社さ連立による村山内閣が発足して自民党が与党に復帰する。しかし、それまで自衛隊違憲の立場であった社会党の党首が内閣総理大臣を勤めるという極めて異例の体制の下、以下に述べるような重大事態への対応と安保政策の大きな転換を迎えることとなったのである。一九九五年一月には阪神淡路大震災が、三月には地下鉄サリン事件が生起、自衛隊はそれぞれ災害派遣で対応したが、これは自衛隊の役割についての国民意識を大きく変える契機となった。そして同年十一月、一九七六年の策定以来初となる「防衛計画の大綱」の改定（「07大綱」）が実施され、ここには「防衛力の役割」として新たに「大規模災害等各種の事態への対応」が明記されたのである。一九九六年一月には橋本内閣が発足、同年四月には冷戦後の新たな日米同盟の方向性を示したものとされる「日米安保共同宣言」が発出された。この中では一九七八年の策定以来初となる「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の見直し¹²が明記されたのであるが、これを受けて一九九七年九月には新ガイドライン¹³が公表され、その「実効性を確保」するための措置として周辺事態安全確保法が整備されることとなり、一九九九年五月、これが成立（ただし船舶検査活動に

ついでに別法として翌二〇〇〇年十一月に成立したのであった。

なお、この間には一九九八年八月の北朝鮮のミサイル(テポドン)発射事案が、そして翌一九九九年三月には前述した能登半島沖不審船事案が生起し、その後の我が国の安全保障に関する国民意識の変化に大きな影響を与えたものと言われている(特にテポドン事案については後のミサイル防衛導入に向けての契機となつたとされている)¹⁴。

そして二〇〇一年九月には九・一一米国同時多発テロが生起して自衛隊インド洋派遣が実施されるのであるが、これは周辺事態安全確保法ではなく、新たにテロ対策特別措置法を制定し実施されたのであった(これは周辺事態安全確保法の国会審議に際し当時の小渕恵三首相が「地球の裏側まで行くことはない」と答弁したためと言われている)。

以上、述べてきたのは九〇年代日本の安保政策に関する言わば教科書的なクロノロジーであり、筆者の担当教務では導入としてこのような説明をしているところではあるが、改めて我が国戦後安保史研究者の立場から、その含意について述べれば次のとおりである。

第一に、俗に言われている我が国の「冷戦後の安全保障

政策の変化」については自衛隊の国際貢献が課題となつた湾岸危機以降の一連の対応にも鑑みれば、これを「湾岸戦争後の変化」として理解する方がより適切であろうということである。第二に、冷戦後(湾岸戦争後)には国連への期待が一時高まったものの、それが失速していく中で、我が国の安保政策は日米同盟を基軸とせざるを得ないという理解が、少なくとも政府中枢では共通認識として定着して行つたということである¹⁵。そして第三に、朝鮮半島核危機を契機として後には「周辺事態」として定義される状況への危機感が日米間で共有されるようになり、それが「07大綱」の策定や「日米安保共同宣言」に向けての重要なインセンティブとなつたことである。すなわち、アウトプットである新ガイドラインとその実効性を確保する周辺事態安全確保法はまさにこの時期における日米同盟の維持強化の要だったのである。米国同時多発テロに際しての自衛隊インド洋派遣は先に述べた事情からテロ対策特措法を別途制定して実施されたとは言え、これは実態としては周辺事態安全確保法における後方地域支援活動そのものであり、まさに日米同盟の強化に資する活動として極めて大きな意義があつたと筆者は考えていたところである。

3 九〇年代日本の安全保障政策と田久保先生

さて、ここまで筆者の経歴や「国基研紀要」の読者諸氏にとつては周知のことと思われるクロノロジーなどについて敢えて縷々述べて来たのは、それらに関する筆者の理解の根本に田久保先生から御教示を頂いた物の見方が色濃く反映されているからに他ならない。以下、本項では九〇年代日本の安全保障政策の変遷を田久保先生はどのように見とおられたのか、当時の象徴的な御見解を紐解き、ここで改めて論じてみたい。特に前述した「07大綱」策定から「日米安保共同宣言」に掛けるの大きな動きについては田久保先生から直接御教示頂いた興味深い事項もあるので、このことを中心に述べていくこととしたい。

筆者の大学院研修は一九九五年四月からであり、ちょうど「07大綱」から「日米安保共同宣言」へと至る一連のプロセスをリアルタイムでモニターし得る時期であった。実際、田久保先生からは前述のとおり本件に係る大変興味深い御示唆を頂いたところであるが、その最初の御教示は一九九五年二月の米国防総省「東アジア戦略報告（EAS

R¹⁶）、当時は一般に「ナイ報告」と呼ばれていた文書の含意についてであった。これは、米国は冷戦後も東アジア地域に十万人規模の兵力を維持すると謳った文書であり、當時は一般に米国の東アジア地域へのコミットメントを歓迎する論調で受け止められていた。しかし田久保先生はこれについて、その前年に取り纏められた「防衛問題懇談会」の報告書（座長であった樋口廣太郎氏の名を冠して「樋口レポート」と呼ばれている¹⁷）に端を発する米国の我が国に対する一種の不信感を象徴したものと評価されていた。例えば一九九五年十一月十七日付の「正論」では、「ナイ報告がまとめられるに至った直接の動機は首相の私的試問機関である防衛問題懇談会（樋口廣太郎座長）の報告だ。この中に登場する『能動的・建設的な安全保障政策』や『多角的な安全保障政策』といった表現が、二国間の紐帯を緩める『米国離れ』と受け取られてしまった。ナイ報告の狙いはこれを従来どおりの関係に戻すところにある¹⁸」との指摘をされているところである。当時、研究者、政策実務者としては何の経験も有していなかった筆者としては、こうした日米関係の機微とダイナミズム、そしてそのことを看破する田久保先生の眼力に大いに驚かされた次第である。本

件はおそらくは田久保先生の日米関係に係る広範な人脈の中でもたらされた情報の一つだったのであろうが、当然のことながら研究者の立場としては、そのエビデンスとなる大変興味深い米国の文献についても御紹介を頂いたところである。¹⁹

また、田久保先生は同じ「正論」中で「フォーリン・アフェアーズ」同年七／八月号に掲載され、後には国内外で話題になったナイ・ジョンソン論争²⁰についても論じておられる。筆者は本件についても授業で直接の御教示を頂いたが、田久保先生はどちらかと言えばジョセフ・ナイの論文が「『普通の国』に反対」しているものであり「ビンの蓋」論に与するものとして批判的に見ておられ、一方でチャルマーズ・ジョンソンの論文については「朝鮮半島有事の際に米軍だけが出動し、日本は憲法を盾に拱手傍観する態度を取れば、米国民の日米同盟への支持は即座に消滅する」と説いたのを評価されているようにも見受けられた（前述した「周辺事態」への危機感が日米間で共有されるようになったといったとする筆者の見解の論拠の一つにはこのジョンソンの指摘もある）。こうした田久保先生の一見逆説的な見方については、先生と接した御経験のある方はピンと

来るかもしれないが、要するに次のような趣旨と筆者は理解している。すなわち、田久保先生は自他ともに認める自衛隊の「応援団」であり、また一方では日米同盟重視の立場ではあるが、自衛隊を独り立ちさせない、「普通の民主主義国」の軍隊にはさせないという考え方には断固反対であったということなのである。

そしてこのことにも関連して言えば、田久保先生は従前から憲法を改正して自衛隊をきちんと国軍として位置づけるべきという主張をしてきたところであり、そのことは御自身が起草委員長として積極的に参画され、二〇一三年四月に発表された産経新聞社の「国民の憲法」第三章「国防」第十六条に「国の独立と安全を守り、国民を保護するとともに、国際平和に寄与するため、軍を保持する」として明記されたところである。²¹ただし、九〇年代は田久保先生御自身も憲法改正の困難性をよく認識されており、当面は「集団的自衛権の行使」の必要性をより強く主張されていたように筆者としては記憶している。これについては一九九三年五月十八日付の「正論」²²で憲法を改正し「軍隊であることを明記」すべきと述べつつ、その前段においては「集団的自衛権は認められているが、その行使は憲法上認められ

ないなどというふざけた政府解釈は一日も早く改めてもらいたい」と主張されていたところである。

さて、話を「07大綱」に戻せば、これに係る田久保先生の御教示の中で最も印象に残っているのは、先に述べた新たな「防衛力の役割」における「大規模災害等各種の事態への対応」についての見解である。これが阪神淡路大震災や地下鉄サリン事件への対応を念頭に置いたものであることは前述のとおりであるが、このイ項には「我が国周辺地域において我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合」の対応が「そつと挿入」されていたというのである。この田久保先生の御見解は当時、授業以外の場でも何らかの形で対外発表されていたものと記憶しているが、残念ながらウェブサイトや「産経新聞データベース」でも見つけることはできなかった。これは言うなれば、後の「日米安保共同宣言」や新ガイドライン、周辺事態安全確保法へと繋がる考え方を先取りしたものであり非常に画期的な条項であるが、このこともまた前述したとおり「周辺事態」の危機感が日米間で共有されるようになっていったことを象徴するものと言えるであろう。

なお、この条項については前述の増田好平OJHにおいて

「07大綱は（中略）要は理念型で言うと、51大綱が持っている防衛というものはローカル、もしくはナシヨナルというレベルですよ。それを『ローカル、リージョナル、グローバルと分けて安全保障を考えるべきだ』ということになって、それにかなり近い構成を07大綱からとっている（中略）ローカルというのは『日本が攻められたら守ります』という本来のあたりまえの。だけど地域の安定にも寄与しなければいけないということをかなり強調して、最後はグローバルで国際貢献みたいな話²³とする大変興味深い証言が得られている。また、「日米安保共同宣言」と「07大綱」との時系列的な関係についても「安保共同宣言が平成八年（一九九六年）四月ですが、当初は平成七年（一九九五年）十月ぐらいを予定していたはずなんです。（中略）最初の目論見は、安保共同宣言が出て、それを踏まえて大綱というつもりだったと思います²⁴」という証言が得られているところである。

さて、田久保先生は「07大綱」、「日米安保共同宣言」以降の動きについても当然ながら重大な関心を寄せておられた。これは筆者の大学院研修終了後のこととなるが、田久保先生は一九九七年八月二十七日付、翌一九九八年四月

二十八日付の「正論」²⁵に新ガイドライン及び周辺事態安全確保法について「集団的自衛権」の問題とも絡めて寄稿されている。これについて田久保先生は「個別的自衛権は白、集団的自衛権は黒、その中間は灰色と色分けし、いわゆるグレーゾーンをできるだけ個別的自衛権で処理できるように理屈をつけて米軍支援に役立てようとの涙ぐましい努力を日本政府は払ってきた」と述べておられるが、これは当時、日本政府が日米同盟維持強化のため何か出来ることをとじて進めていた周辺事態安全確保法の位置付けとしては基本的に正しい理解と言えるであろう（ただし一点だけ、同法において活動する自衛隊の部隊の行動根拠は個別的自衛権ではなく全て平時に認められている権限の範疇である）。要するに「集団的自衛権を行使せざるを得ない事態に備え、どう対処するかを検討しよう」というのに、『集団自衛権の行使は憲法上認められない』前提は崩さないでいるのだから、話はすべておかしくなる」ということであり、この点はまさに田久保先生の御指摘のとおりである。ただし、当時はまだ「集団自衛権の行使」について検討するのには機が熟していなかったということであり、田久保先生もそれを重々承知の上で本来あるべき姿を主張されたのだと筆者

は理解している。そしてその後、「集団自衛権の限定的行使」については周知のとおり二〇一五年の平和安全保障法制で一部実現することとなるのであるが、それもまさに田久保先生をはじめ志ある識者がその必要性を粘り強く訴えてきたことが功を奏したものと考えるべきであろう。

おわりに

以上、我が国の戦後安保史上の大きな転換点となった九〇年代の動きについて、特に筆者自身の経験と田久保先生の当時の御見解を踏まえつつ述べてきた。本稿の執筆に当たっては文中でも何件か引用させて頂いたとおり「産経新聞データベース」から「正論」をはじめとする先生の論考を再確認させて頂いたのであるが、国際社会の中における我が国の在り方に関する明快で一貫した主張を改めて眼の当たりにし、直接の指導を頂いた当時が想起され、思わず目頭を熱くした次第である。また今日においても全く色褪せることのないその論旨はまさに「正論」であったのだと改めて思うところでもある。

あれから三十年近くを経て、台頭する中国の海洋進出や

北朝鮮の核ミサイル問題など、我が国周辺における安全保障環境は一層の厳しさを増している。また欧州方面に目を向ければロシアのウクライナ侵略など現状変更勢力による既存の国際秩序への挑戦が顕在化し、まさに「歴史の転換点」ということも言われている。そうした中で、田久保先生が指摘されていた我が国の安全保障上の諸課題については、前述の「集団的自衛権の限定的行使」や二〇二二年十二月のいわゆる「安保三文書」による「防衛力の抜本的強化」など一部改善された部分もあるが、自衛隊の憲法上の位置付けなどの基本的な部分については依然として大きな課題のまま残されている。現在、防衛大学校教官の立場にある筆者は元より政府方針に沿わない形でこれらの課題に関与することは出来ないが、一方で安保政策史を専門とする研究者としては、本稿のような形でこれらに係る経緯などを明らかにし、もって課題の解決に向けて考える材料を提示していくことはむしろ責務と考えている次第である。そのような意味で、本稿が田久保先生の追悼に当たって多少なりとも有益な一編となれば幸いである。

(丁)

- 1 「平成八年度以降に係る防衛計画の大綱について」(一九九五年十一月二十八日 安全保障会議、閣議決定) 内閣官房ウェブサイトを https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jinn/taikou/13_08bouei/taikou.pdf
- 2 「日米安全保障共同宣言―二十一世紀に向けての同盟―(仮訳)」外務省ウェブサイトを <https://www.mofa.go.jp/area/usa/hoshu/sengen.html>
- 3 「国基研紀要」読者諸氏におかれては何度か耳にされていることと思われるが、田久保先生は共同通信那覇支局長、ワシントン支局長としての御自身の経験に基づき、沖縄返還前後の日米関係、国際情勢を事例に「東京、那覇、ワシントンの視点の相違」を踏まえた大局的な物の見方と、いうことを常日頃から強調されていた。
- 4 一九九九年三月二十三日、能登半島沖で活動する北朝鮮の工作船と見られる不審船二隻に対し海上警備行動が発令され、海自の護衛艦が警告射撃を、P-3C哨戒機が警告のための対潜爆弾投下などを実施したが停船させるには至らなかった事案。これを契機に海保と海自の連携強化など運用改善、それぞれの装備編成の改善(海自特別警備隊の新編など)、後には海上保安庁法の一部改正などの対応が採られた。本事案の概要と対応策については「平成十二年度防衛白書」第四章第一節第三項「不審船対処」を参照 http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2000/honmon/index.htm
- 5 「中期防衛力整備計画(平成十三年度～平成十七年度)」(二〇〇〇年十二月十五日 安全保障会議、閣議決定) http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2003/2003/html/15s13000.html

- 6 一九七七年に内閣総理大臣了承の下、防衛庁長官の指示によって立法準備ではないとの前提の下に開始された防衛庁による「自衛隊の行動に係る法制」の研究を、「米軍の行動に係る法制」、「国民の生命、財産保護などのための法制」と併せ、法制化に向けて検討していこうとする動きが二〇〇〇年代前半から政府部内で生じた。これは二〇〇三年六月に「武力攻撃事態対処関連三法」として、翌二〇〇四年六月には国民保護法制を含む「事態対処関連七法」として結実することとなった。これらの経緯及び各法制の概要などについては「平成十七年度防衛白書」第三章第三節「武力攻撃事態などにかかわる取組」を参照 http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2005/2005/index.html
- 7 防衛省防衛研究所編「オーラル・ヒストリー 日本の安全保障と防衛力① 増田好平元防衛事務次官」二〇一七年三月。「90年代日本の安全保障政策」については同書の「第二回」後半から「第五回」（七十七〜百九十九頁）を参照
- 8 本件の概要と含意については、相澤輝昭「プリーフィングメモ・ベルシャ湾掃海艇派遣の意義と教訓」防衛省防衛研究所、二〇一四年十二月を参照 https://www.nids.mod.go.jp/publication/briefing/pdf/2014/briefing_193.pdf
- 9 ブトロス・ガリ国連事務総長「平和への課題 一九九五年第二版 続編と関連の国連文書を増補」（非公式訳） 国際連合広報センター <https://www.unic.or.jp/files/peace.pdf>
 この中では「予防外交」や「平和創造」、「平和強制」など、かなり野心的な国連の役割強化が謳われていたが、後述する理由から政策として具現化されるには至らないままに終わった。
- 10 ただし、九六年五月の橋本総理の指示に基づく「緊急事態対応策」で示された検討事項、①在外邦人などの保護、②大量避難民対策、③沿岸・重要施設の警備、④対米協力措置などは、朝鮮半島核危機當時の課題を反映したものと見なされている。「緊急事態対応策」については「平成九年度防衛白書」第四章第六節を参照 http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1997/def46.htm
- 11 一九五〇年以降、長らく続いた国政の体制であり自由民主党が与党、日本社会党とその他の政党が野党として対立する構図を指す。
- 12 「日米防衛協力のための指針」日米安全保障協議委員会。一九九七年九月二十三日 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/areac/usa/hosho/kyoryokuhin1#1>
- 13 一九七八年のガイドラインはあくまで「研究」という位置付けであり、その前文にも「この指針は、日米安保条約及びその関連取組に基づいて日米両国が有している権利及び義務に何ら影響を与えるものと解されてはならない」と記載されている。一方、新ガイドラインでは「日米協力のための効果的な態勢の構築が指針及びその下で行われる取組みの目標であることから、日米両国政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映することが期待される」という一文が「基本的な前提及び考え方」に明記されており、その実効性の確保を担保するものとなっている。
- 14 一九九八年八月三十一日、北朝鮮がテポドン一号と見られる弾道ミサイルを発射、日本列島上空を通過し三陸沖の太平洋に落下する事象が発生、国民に衝撃を与えた。日本政府はこれを契機に、同年十二月二十二日に「情報収集衛星導入」を閣議決定、更に

十二月二十五日には「弾道ミサイル防衛 (BMD) に係る日米共同技術研究に係る官房長官談話」を發出、二〇〇三年十二月十九日、「弾道ミサイル防衛システムの整備等」の閣議決定など、安保政策上の大きな転換点となった。本事案の概要については「平成十一年版防衛白書」第六章第二節「北朝鮮によるミサイル発射と防衛庁の対応」を参照 http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1999/honmon/index.htm

15 このことについては前出の増田好平〇Hの中で政府内の空気感として「冷戦が終わりました。日米安保の時代じゃないね、これから国連だ」というのが世の中の雰囲気だとすると、防衛省、外務省も、そうかな、いや、「そうじゃないだろう。やっぱり日米だ」ということを強調しなければならぬ」という意向とどうか、雰囲気があったことは事実だと思います」という証言が得られている。

「増田好平〇H」百三十四頁

16 “United States Security Strategy for the East Asia-Pacific Region.” Department of Defense, February 27, 1995 (データベース「世界と日本」に収録)。「邦訳」米国防総省の第三次東アジア戦略構想「世界週報、一九九五年三・二一、三・二八、四・四号 <https://worldjpn.net/documents/texts/JPCS/19950227.OIE.html>

17 防衛問題懇談会「日本の安全保障と防衛力のあり方―二十一世紀に向けての展望―」内閣官房内閣安全保障室、一九九四年八月十二日、データベース「世界と日本」に収録 <https://worldjpn.net/documents/texts/JPCS/19940812.OIJ.html>

18 「【正論】杏林大学社会科学部部長 田久保忠衛 日米新同盟の練り直しが必要」産経新聞、一九九五年十一月十七日

19 Patrick M. Cronin and Michal J. Green, “Redefining the U.S.-Japan Alliance Tokyo’s National Defense Program,” National Defense University, 1994 pp7-10

20 この年のフォーリン・アフェアーズ七／八月号に掲載された国防次官補(当時)ジョセフ・ナイと日本政策研究所長チャルマーズ・ジョンソンとの論争であり、EASRに端を発し、日本への軍事的コミットメントの無定見な継続は日本が真の同盟国として行動する能力を奪い続ける愚策と批判するジョンソン論文に対し、ナイ論文では東アジア地域における米国のプレゼンス維持の必要性を説いてEASRの正当性を主張しており、当時は冷戦後の日米同盟の方向性を論ずるものとして特に日本国内で注目を集めた。

Chalmers Johnson and E. B. Keehn “The Pentagon’s Ossified Strategy” Foreign Affairs, July/August 1995

Joseph S. Nye Jr. “The Case for Deep Engagement” Foreign Affairs, July/August 1995

21 産経新聞社「国民の憲法」二〇十三年

22 「【正論】杏林大学社会科学部教授 田久保忠衛 解釈で疑義の多い憲法に」産経新聞、一九九三年五月十八日

23 「増田好平〇H」九十七頁

24 同右百三十六頁

25 「【正論】杏林大学社会科学部部長 田久保忠衛 自国の位置分からは政治家へ」産経新聞、一九九七年八月二十七日

「【正論】杏林大学社会科学部部長 田久保忠衛 私が米国人なら許さない」産経新聞、一九九八年四月二十八日